

# サウナ設備の基準が改正されます

## 改正の概要

近年のサウナブームにおいて、従来の建物内に設置されていたサウナとは異なり、キャンプ場等の屋外テントやバレル（小規模な木製の樽型建物）にサウナストーブを設置する事例が増加してきたことから、従来の一般サウナと区別し、屋外のテント等に設置される小規模なものを「簡易サウナ設備」として適用する基準が新たに定められるものです。

## 施行日

令和8年3月31日



## 簡易サウナ設備について

- ・屋外等のテント及びバレル（木樽）に設ける放熱設備を規制  
(最大出力 6kw 以下で熱源が薪か電気のもの)
- ・火災予防上の安全な距離として、放熱設備（サウナストーブ）周囲の可燃物表面温度が100°Cを超えない距離又は可燃物が引火しない距離（200°C～300°Cを想定）のいずれかの距離を確保
- ・異常温度上昇時の安全装置の設置又は消火器の設置
- ・個人用は規制なし



テント型サウナ



バレル型サウナ



サウナストーブ

問い合わせ先  
湖北地域消防本部 予防課  
TEL 0749-62-5194

